

補助金調書

補助金名	福岡市中高生の居場所づくり事業補助金			担当課 (連絡先)	こども未来局こども政策部こども健全育成課 (TEL 092-711-4188)		
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	NPO法人等		区分	その他の補助金		
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期	随時				
(公募の場合) 応募要件	次のいずれにも該当する団体 (1) 定款・規約等を備えている。 (2) 当事業において、明朗な会計・経理を実施・報告できる。 (3) 団体の構成員が5人以上である。 (4) 宗教または政治を目的とするものでない。 (5) 団体の活動内容が公序良俗に反するものでない。 (6) 本市の市税に係る徴収金を滞納していない。						
(非公募の場合) 非公募の理由							
補助開始年度	平成25	年度	経過年数	14	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	【目的】 中高生を中心とした若者の非行防止・健全育成を図ること。 【対象事業】 地域における若者の居場所づくり事業。						
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回		
終期を延長する 理由	市内の青少年が地域の居場所を広く利用できる環境とするため、居場所の拡充が不可欠であるが、居場所を開設する団体はNPO法人や地域ボランティア団体が主であり、財政基盤が弱いことから、当該補助金を継続する必要があると認められるため。						
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; text-align: center;">■</div> <div> <p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設経費補助金: 工事請負費、備品購入費。上限10万円 ・事業経費補助金: 賃借料、会場借上料、需用費、報償費、役務費。開設頻度、活動内容により上限額が異なる。 </div> </div>						
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】						
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度			
	件	(16) 件	12 件	6 件			
	4,556 千円	(2,376) 千円	1,866 千円	690 千円			
前年度補助事業 の主な実施概要	交付団体において、中高生を中心とした若者が気軽に立ち寄り、自由な時間を過ごすことができる居場所運営が行われた。						
補助金交付 による効果	地域における若者の居場所づくり事業の促進、中高生を中心とした若者の非行防止・健全育成に寄与している。						

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のもの、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。